

イ 小規模製造事業者（常時使用する従業員の数が二〇人未満）

小規模製造事業者は三三万社あり、小規模製造事業者及び中規模製造事業者の合計三八万社の八六％に相当する（二〇一六年）。小規模製造事業者の七二％には常用雇用者がおり、全産業平均（四四％）に比べて高いものの、その七六％の常用雇用者数は五人以下と極めて少人数である（二〇一四年）。

小規模製造事業者の業績及び経営戦略は極めて多様で、優れた事業者も多数存在しているが、その規模に鑑み、限られた人手で最大限の効果につながる取組を優先して実施することが求められる。

ロ 中規模製造事業者（常時使用する従業員の数が二〇人以上三〇〇人未満）

中規模製造業においては、規模の拡大に伴って労働生産性が順当に高まる傾向にある（二〇一四年）。自社の強みを一層強化しながら、更に規模を拡大することが有効であると考えられる。

ハ 中堅製造事業者（常時使用する従業員の数が三〇〇人以上二〇〇〇人以下）

中堅製造事業者においては、規模の拡大に労働生産性の向上が必ずしも伴っていない（二〇一四年）。中堅製造事業者としての経営を更に改善し、業務の標準化を前提としたIT、ロボット等の導入、設備投資、省エネルギーの推進等を積極的に行うことが必要であると考えられる。

第2 経営力向上の実施方法に関する事項

1 計画期間

計画期間は三年ないし五年間とする。

2 要件

支援に当たっての判断基準は、次のイ又はロに掲げる区分に応じてそれぞれイ又はロに定めるものとする。

地域の中核的な企業を中心とした取組に係る申請その他のグループによる申請については、グループ全体としての経営指標又は参加者個々の経営指標のいずれでも用いることができることとする。

イ 現に有する経営資源を利用する場合

次に掲げるいずれかの指標とする。

(1) 労働生産性

労働生産性について、五年間の計画の場合、計画期間である五年後までの目標伸び率が二％以上のものを求める。計画期間が三年間の場合には一％以上の目標を、四年間の場合は一・五％以上の目標を求める。

注) 労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数に一人当たり年間就業時間を乗じたもの）で除したものとする。

(2) 売上高経常利益率

売上高経常利益率について、五年間の計画の場合、計画期間である五年後までの目標伸び率が五％以上のものを求める。計画期間が三年間の場合には三％以上の目標を、四年間の場合には四％以上の目標を求める。

注) 経常利益の算出に当たっては、営業利益から、資金調達に係る営業外の費用（支払利息、新株発行費等）を控除したものとし、本業と関連性の低い営業外の収益（有価証券売却益、賃料収入等）は含まないものとする。

(3) 付加価値額

付加価値額について、五年間の計画の場合、計画期間である五年後までの目標伸び率が二％以上のものを求める。計画期間が三年間の場合には一％以上の目標を、四年間の場合は一・五％以上の目標を求める。

注) 付加価値額とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計とする。

ロ 他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する場合

(1) 事業承継の促進